## 工事関係書類一覧【現場着手前】

| 種別 | No. | 書類名称 | 書類作成の根拠 | 参照 | 様式番号 | 書類作成者 | | 位置付け | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 発注者 | 受注者 | 提出 監督職員 | 提示 受注者保管 | |
| 共通 | 0 | 工事打合せ簿 | 公共建築工事標準仕様書 | 施工の手引き | 00 | ○ | ○ | ○ | | |
| 契約前 | 1 | 通知書(おそれ情報) | 建設業法第20条の2第2項 | ― | 01 | | ○ | ○ | | 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときに提出すること。 |
| 契約 契約書 | 2 | 工事請負契約書 | 契約事務規則第28条1項 | ― | ― | ○ | ○ | | | 受注者が製本すること。 |
| 契約 契約書 | 3 | 請書 | 契約事務規則第28条2項 | ― | ― | | ○ | | | 契約金額が100万円以下(工事又は製造の請負契約)の場合は契約書を省略することができ、代わりに「請書」を徴すること。 |
| 契約 契約書 | 4 | 見積書 | 契約事務規則第28条3項 | ― | ― | | ○ | | | 契約金額が10万円以下の場合は「見積書」をもって契約書にかえることができる。 |
| 契約 設計図書 | 5 | 共通仕様書 | ― | ― | ― | ○ | | | | |
| 契約 設計図書 | 6 | 特記仕様書 | ― | ― | ― | ○ | | | | |
| 契約 設計図書 | 7 | 契約図面 | ― | ― | ― | ○ | | | | |
| 契約 設計図書 | 8 | 現場説明書 | ― | ― | ― | ○ | | | | |
| 契約 設計図書 | 9 | 質問回答書 | ― | ― | ― | ○ | | | | |
| 契約 契約関係 | ― | 着手届 | 【提出不要】 | ― | ― | | | | | 令和7年4月1日以後に締結される契約は提出不要とする。 |
| 契約 契約関係 | 10 | 現場代理人等通知書・現場代理人等変更通知書 | 工事請負契約書第10条1項 | ― | 02 | | ○ | ○ | | 配置予定技術者調書がある場合は、当該調書に記載のある技術者と同一であること。 |
| 契約 契約関係 | 11 | 経歴書 | ― | ― | 03 | | ○ | ○ | | 「現場代理人等通知書」、「現場代理人等変更通知書」とともに提出すること。 |
| 契約 契約関係 | ― | 現場代理人の雇用を証する書面 | 【提出不要】 | ― | ― | | | | | |
| 契約 契約関係 | ― | 技術者の資格及び雇用を証する書面 | 【提出不要】 | ― | ― | | | | | |
| 契約 契約関係 | ― | 請負代金内訳書 | 【提出不要】 | ― | ― | | | | | 特記仕様書で適用除外とする。 |
| 契約 契約関係 | 12 | 工程表・変更工程表 | 工事請負契約書第3条1項 | ― | 04 | | ○ | ○ | | ・特記仕様書に定めのある場合のみ提出すること。<br>・工期を契約変更した時も同様とする。 |
| 契約 契約関係 | 13 | 建設業退職金共済制度 関連資料 | ― | ― | ― | | | | | |
| 契約 契約関係 | 13 | 掛金収納書提出用台紙 | ― | ・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号)<br>・建設業退職金共済制度 事務処理の手引き<br>・施工の手引き | 05 | | ○ | ○ | | ・証紙貼付方式による場合に提出すること。<br>・契約締結後、1ヶ月以内に提出すること。<br>・掛金収納書を提出できない事情がある場合、理由を記載し提出すること。 |
| 契約 契約関係 | 13 | 掛金収納書 | ― | ・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号)<br>・建設業退職金共済制度 事務処理の手引き<br>・施工の手引き | ― | | ○ | ○ | | ・証紙貼付方式による場合に提出すること。<br>・契約締結後、1ヶ月以内に提出すること。<br>・当初に証紙購入の場合、上記台紙に掛金収納書を貼り付けし、提出すること。 |
| 契約 契約関係 | 13 | 掛金収納書(電子申請方式) | ― | ・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号)<br>・建設業退職金共済制度 事務処理の手引き<br>・施工の手引き | ― | | ○ | ○ | | ・電子申請方式による場合に提出すること。<br>・契約締結後40日以内に提出すること。 |
| 契約 契約関係 | 14 | 監督員通知書 | 工事請負契約書第9条1項、3項 | ― | 06 | ○ | | | | 2名以上監督員を置いた場合及び発注者の権限の一部を委任した場合も通知すること。(例:総括監督員、委託監督員) |
| 契約 前金払 | 15 | 請求書(前払金) | 工事請負契約書第34条1項 | 施工の手引き | 07 | | ○ | ○ | | 【対象】<br>契約金額が100万円を超える契約 |
| 契約 前金払 | 16 | 保証事業会社の保証証書 | 工事請負契約書第34条1項 | 施工の手引き | ― | | ○ | ○ | | ※請求書の様式は、様式07の内容を満たせば別様式での提出も可とする。 |
| 工事 電子納品 | 17 | 工事概要 | 特記仕様書 | 福岡市電子納品の手引き建築・設備工事編 | 08 | | ○ | ○ | | 【対象】<br>電子納品対象工事(手引き参照) |
| 工事 電子納品 | 18 | 事前協議チェックシート(工事情報共有・電子納品) | 特記仕様書 | ・福岡市電子納品の手引き建築・設備工事編<br>・工事情報共有システム運用ガイドライン | 09 | | | | | 【対象】<br>電子納品対象工事(手引き参照)<br>情報共有システム活用工事(手引き参照) |
| 工事 建設副産物 | 19 | 建設リサイクル法に基づく通知書 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条 | 施工の手引き | 10<br>(建築物安全推進課様式) | ○ | | | | 【対象】<br>・監督職員は、工事の着手前に、住宅都市局建築指導部建築物安全推進課に通知すること。<br>・監督職員においては、契約内容に変更が生じ本項が該当となった場合は、すみやかに手続きを行うこと。 |
| 工事 建設副産物 | 20 | 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 | ― | ― | ― | | | | | 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、計画すること。 |
| 工事 建設副産物 | 20 | 再生資源利用計画書 | 公共建築工事標準仕様書 | 施工の手引き | 10 | | ○ | ○ | | ・コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する全ての工事とする。<br>・「建設副産物情報交換システム」による入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。 |
| 工事 建設副産物 | 20 | 再生資源利用促進計画書 | 公共建築工事標準仕様書 | 施工の手引き | 11 | | ○ | ○ | | ・建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する全ての工事とする。<br>・「建設副産物情報交換システム」による入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。 |
| 工事 建設副産物 | 20 | 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票<br>※再生資源利用促進計画書の添付資料 | 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第4項 | 再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する 解説 について<br>(R5.3.31国土交通省事務連絡) | 12 | | ○ | ○ | | ・建設発生土を500m$^3$以上搬出する工事が対象とする。<br>・国土交通省ホームページに参考記載例あり。 |
| 工事 建設副産物 | 20 | 建設発生土受入承諾書 | ― | 施工の手引き | 13 | | ○ | ○ | | |

## 工事関係書類一覧【現場着手前】

| 種別 | | No. | 書類名称 | 書類作成の根拠 | 参照 | 様式番号 | 書類作成者 | | 位置付け | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 発注者 | 受注者 | 提出 監督職員 | 提示 受注者保管 | |
| 工事 | 地下埋設 | 21 | 地下埋設物確認書 | ・特記仕様書<br>・(平成24年1月19日)地下埋設物事故の再発防止対策の強化について(通知) | ― | 14 | | ○ | ○ | | |
| | その他 | 22 | コリンズ(CORINS)<br>登録内容確認書 | 公共建築工事標準仕様書 | 施工の手引き | ― | | ○ | | ○ | 【対象】<br>請負金額500万円以上の工事。契約変更で500万円以上になった場合も対象。<br><br>・受注時、変更時及び完成時は、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録。※工事契約日、変更日を含み10日以内とする。 |
| | | 23 | 道路使用許可証 | ・道路交通法第77条<br>・道路交通法第78条<br>・道路交通法施行規則第10条<br>・福岡県道路交通法施行細則第22条 | ― | ― | | ○ | | ○ | 【対象】<br>道路における工事または作業<br><br>・施工計画書への添付不要。(提出ではなく提示で可)ただし、監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出する。 |
| | | 24 | 特定建設作業実施届出書 | 騒音規制法・振動規制法 第14条第1項(第2項) | ・特定建設作業のしおり<br>・施工の手引き | 15<br>(環境保全課) | | ○ | | ○ | 特定建設作業を実施する場合は、当該作業を開始する日の7日前(届出日及び作業開始日を除く7日前)までに、当該作業を行う場所の区役所生活環境課に提出すること。 |
| | | 25 | アスベスト関連 | ― | ― | ― | | | | | |
| | | | 解体等工事に係る事前調査説明書面 | 大気汚染防止法18条の15及び石綿則第4条の2 | アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書 | (環境保全課参考様式) | | ○ | ○ | | ・受注者は発注者に結果を書面で説明すること。書面の写しを受注者で保管すること。<br>・様式は下記URLを参照<br>https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/netdetetuduki/kakushu-gaiyou/001.html#mark01 |
| | | | 事前調査結果報告 | 大防法第18条の15及び石綿則第4条の2 | アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書 | ― | | ○ | | ○ | ・報告要件に該当する工事は、「石綿事前調査結果報告システム」(Gビズ)により所轄労働基準監督署及び福岡市環境局に報告する。 |
| | | | 特定粉じん排出等作業実施届出書 | 大気汚染防止法第18条の7 | アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書 | (環境保全課様式) | ○ | | | ○ | ・届出要件に該当する工事は作業開始の14日前までに福岡市環境局へ提出すること。<br>・様式は下記URLを参照<br>https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/netdetetuduki/kakushu-gaiyou/001.html |
| | | | 建設工事計画届 | 労働安全衛生法第88条3項 | ― | (労基署様式) | | ○ | | ○ | 届出要件に該当する工事は作業開始の14日前までに所管労働基準監督署へ提出すること。 |
| | | | 特定粉じん排出等作業計画 | 大気汚染防止法16条の4及び石綿則第4条 | アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書 | ― | | ○ | ○ | | ・作業開始前までに作成すること。<br>・法令に定める記載事項を満たす施工計画書でも可とする。 |
| | | 26 | 建築物除却届 | 建築基準法第15条第1項 | ― | (建築指導課様式) | | ○ | | ○ | ・市内で、床面積が10平方メートルを超える建築物を除却する工事とする。<br>除却工事着手前日までに提出すること(計画通知で届出がある場合除く)<br>・様式は下記URLを参照<br>https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kenchikushido/life/jyokyakutodoke.html |
| | | 27 | 建築主等の変更届(工事施工者) | 福岡市建築基準法施行細則第6条 | ― | (建築審査課様式) | ○ | | | ○ | ・計画通知書案件で、工事施工者が決定した際は、届出を行うこと<br>・様式は下記URLを参照<br>https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/shinsa/life/syosiki.html |
| | 施工計画 | 28 | 施工計画書<br>(総合施工計画書)<br>(各工種別施工計画書) | 公共建築工事標準仕様書 | 施工の手引き | 16 | | ○ | ○ | | ・作成方法は施工の手引きを参照すること。<br>・軽微な変更の場合、変更施工計画書の提出は不要とする。<br>ただし、内容の変更が生じた場合は、随時、該当箇所の修正版を提出すること。 |
| | 承諾 | 29 | 承諾図(施工図) | 公共建築工事標準仕様書 | 施工の手引き | ― | | ○ | ○ | | ・施工図の対象については監督員と協議のうえ決定すること。<br>・承諾図については、提出を要する電気設備工事機材名及び機械設備工事機材名に記載がある機材に関しては提出すること。 |
| | | 30 | 使用資材一覧表 | 特記仕様書 | ― | 17 | | ○ | ○ | | ・使用する機器、資材について記入して提出すること。<br>・地場中小企業者の受注機会の増大を図る目的で導入。特段の理由がない限り、地場企業資材・製品を使用すること。 |
| | 建設副産物 | 31 | 産業廃棄物処理計画書 | 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第23条 | ・産業廃棄物処理計画書の提出について(産業廃棄物指導課)<br>・施工の手引き | 18 | | ○ | ○ | | 【対象】<br>産業廃棄物の発生見込量が500m3以上の工事。<br><br>・工事着手の15日前までに環境局産業廃棄物指導課に提出すること。<br>・提出は下記UURLを参照<br>https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/sanhai/life/023.html |
| | | 32 | 産業廃棄物処理委託契約書 | ・産業廃棄物処理委託契約書<br>・公共建築工事標準仕様書 | 施工の手引き | ― | | ○ | | ○ | 現場から発生する産業廃棄物の処理を収集運搬業者及び処分業者に委託する場合。 |

## 工事関係書類一覧【現場着手前】

| 種別 | No. | 書類名称 | 書類作成の根拠 | 参照 | 様式番号 | 書類作成者 発注者 | 書類作成者 受注者 | 位置付け 提出 監督職員 | 位置付け 提示 受注者保管 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工事 | 33 | 施工体制台帳 | ・建設業法 第24条の7第1項<br>・入札適正化法 第15条第1項、第2項<br>・公共建築工事標準仕様書 | ・よくわかる建設業法（九州地方整備局）<br>・施工の手引き | 19（国土交通省） | | ○ | ○ | | ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、下請契約を締結した時は施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。<br>・変更があったときは遅滞なく変更があった年月日を付記し、すでに記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、または既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。 |
| | | 契約書の写し（発注者⇔元請） | 建設業法施行規則第14条の2第2項第一号 | ― | ― | | | | | 鑑の写しのみ。変更請書の鏡の写しは不要とする。 |
| | | 契約書の写し（元請⇔全下請） | 建設業法施行規則第14条の2第2項第一号 | ― | ― | | | | | ①契約書<br>②注文書・請書＋基本契約書<br>③注文書・請書＋基本契約約款<br>いずれかの書面とする。<br>※建設業法第19条第1項の項目は必ず記載。 |
| | | 建設業の許可証（写） | 【提出不要】 | ― | ― | | | | | 元請、下請ともに不要。 |
| | 34 | 施工体制台帳 | | | | | | | | |
| | | 元請・主任技術者または監理技術者の資格を証する書面 | 建設業法施行規則第14条の2第2項第二号 | ― | ― | | | | | 国家資格等を保有していない場合は実務経験証明書を添付すること。 |
| | | 監理技術者資格者証の写し | 建設業法第26条第6項 | ― | ― | | ○ | | ○ | 【対象】<br>監理技術者を選任する工事で、発注者から請求があった場合に提示すること。 |
| | | 元請・主任技術者または監理技術者の雇用を証する書面 | 建設業法施行規則第14条の2第2項第二号 | ― | ― | | | | | 雇用関係を確認する方法は以下の通り。<br>・監理技術者資格証<br>・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書<br>・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書<br>・所属会社の雇用証明書<br>・上記に準ずる資料<br>・健康保険被保険者証（有効期限前のもの） |
| | | 元請・監理技術者補佐の資格及び雇用を証する書面 | 建設業法施行規則第14条の2第2項第三号 | ― | ― | | | | | ・監理技術者補佐資格を有することを証する書面の写し。<br>・健康保険等の写し（3ヶ月以上の雇用関係が必要）<br>・監理技術者補佐を置いた場合に添付。 |
| | | 元請・専門技術者の資格及び雇用を証する書面 | 建設業法施行規則第14条の2第2項第四号 | ― | ― | | | | | ・主任技術者資格を有することを証する書面の写し<br>・健康保険等の写し（3ヶ月以上の雇用関係が必要）<br>・専門技術者を置いた場合に添付。 |
| | | 上記以外の作業員の資格及び雇用を証する書面 | 【提出不要】 | ― | ― | | | | | 元請、下請ともに不要とする。 |
| | | 作業員名簿 | 建設業法施行規則第14条の2第1項第二号チ | ― | 20（国土交通省） | | | | | |
| | | 再下請負通知書 | 建設業法 第24条の8第2項 | ― | 21（国土交通省） | | | | | |
| | | 契約書の写し（下請⇔下請） | 建設業法施行規則第14条の4第3項 | ― | ― | | | | | ①契約書<br>②注文書・請書＋基本契約書<br>③注文書・請書＋基本契約約款<br>いずれかの書面とする。<br>※建設業法第19条第1項の項目は必ず記載。 |
| | | 外国人就労者関係書類 | 【提出不要】 | ― | ― | | | | | |
| | | 厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し（元請・下請） | 【提出不要】 | ― | ― | | | | | |
| | | 警備業者関係書類 | 【提出不要】 | ― | ― | | | | | 警備会社認定書、警備員名簿、教育実施状況、交通誘導警備業務合格書 |
| | 35 | 施工体系図 | ・建設業法 第24条の7第4項<br>・入札適正化法 第15条第1項<br>・公共建築工事標準仕様書 | ・よくわかる建設業法（九州地方整備局）<br>・施工の手引き | 22（国土交通省） | | ○ | ○ | | 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出される施工体制台帳に添付しなければならない。 |
| | 36 | 統括安全衛生管理義務者の指名及び通知 | 労働安全衛生法第30条第2項 | ― | 23 | ○ | | | | |
| | 37 | 統括安全衛生管理義務者の同意について | 労働安全衛生規則第643条第1項 | ― | 24 | | ○ | ○ | | |
| | 38 | 技能士通知書　（建築工事） | 公共建築工事標準仕様書（建築） | ― | 25 | | ○ | ○ | | |
| | 39 | 技能士の資格を証明する資料（建築工事） | 公共建築工事標準仕様書（建築） | ― | ― | | ○ | ○ | | |
| | 40 | 地場企業下請不使用理由書 | 特記仕様書 | ― | 26 | | ○ | ○ | | 下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、施工体制台帳に添付のうえ提出すること。 |
| 週休2日 | 41 | 計画・実施報告書 | 特記仕様書 | 週休2日工事実施要領 | 27 | | ○ | ○ | | 週休2日実施工事の場合、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表をとりまとめ、実施計画書を作成し提出すること。<br>工程表など、他の書類で確認できる場合は省略可とする。 |

## 工事関係書類一覧【施工中】

| 種別 | | No. | 書 類 名 称 | 書類作成の根拠 | 参照 | 様式番号 | 書 類 作成者 | | 位置付け | | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 発注者 | 受注者 | 提出 監督職員 | 提示 受注者保管 | |
| 共通 | | 0 | 工事打合せ簿 | 公共建築工事標準仕様書 | 施工の手引き | 00 | ○ | ○ | ○ | | |
| 工事 | 施工管理 | 1 | 関係機関協議資料<br>（許可・承諾等の資料） | ・特記仕様書<br>・公共建築工事標準仕様書 | ― | ― | | ○ | | ○ | 許可、承諾等を得た資料は、提出ではなく提示で可。（道路使用許可証の写し等）ただし、監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出すること。 |
| | | ― | 安全教育訓練出席者名簿 | 【作成不要】 | ― | ― | | | | | 出席者の自筆記名や押印は不要とする。 |
| | | 2 | 安全・訓練等の実施報告書 | ・労働安全衛生規則 第635条<br>・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2_6_(5)<br>（H7.4.21 基発第267号通知） | ― | 01 | | ○ | | ○ | ・災害防止協議会（安衛法第30条第１項、安衛則第635条）、安全衛生協議会（安衛法第30条、安衛則第635条、共通仕様書1-1-1-26-13）。<br>・下請け業者や他業者と同一の場所で混在して作業する場合に対象。<br>・災害防止協議会、安全衛生協議会、安全・訓練等の議事録表紙として使用できる。 |
| | | 3 | 足場等の点検記録 | ・労働安全衛生規則 第567条、第568条、第575条の８<br>・公共建築工事標準仕様書 | ― | ― | | ○ | | ○ | 足場（安衛則第655条（注文者）、第567条（事業者））、つり足場（安衛則第568条（事業者））、作業構台（安衛則第655条の2（注文者）、第575条の8（事業者））が該当する。 |
| | | 4 | 安全巡視、TBM、KY等の記録 | ― | ― | ― | | ○ | | ○ | 安全巡視は、安衛則第637条で定められている。 |
| | | 5 | 新規入場者教育の記録 | ・労働安全衛生規則 第35条<br>・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2_9、14_(8)<br>（H7.4.21 基発第267号通知） | ― | ― | | ○ | | ○ | |
| | | 6 | 使用機械、車輌等の点検整備等の記録 | 労働安全衛生法 第45条 | ― | ― | | ○ | | ○ | |
| | | 7 | 災害防止協議会（又は安全衛生委員会）への参加 | 労働安全衛生法第30条第2項 | ― | 02 | ○ | | | | 後発工事等の受注者に対して、災害防止協議会（又は安全衛生委員会）への参加を通知すること。 |
| | 事故 | 8 | 事故速報 | ・福岡市公共工事にかかる事故報告要領<br>・公共建築工事標準仕様書 | 施工の手引き | 03 | ○ | ○ | ○ | | ・事故が発生した場合、電話等により直ちに報告すること。<br>・概要について事故速報により整理・提出すること。<br>・必要に応じて第2、第3報を提出すること。<br>・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。（本表には事故発生直後の対応のみ記載） |
| | | 9 | 事故報告書 | | | 04 | | ○ | ○ | | ・最終報告で事故報告書を提出すること。<br>・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。（本表には事故発生直後の対応のみ記載） |
| | | 10 | 報告書（監督担当課の見解） | | | 05 | ○ | | | | ・工事担当課は、「事故報告」について事実確認のうえ、「報告書（監督担当課の見解）」を作成し、事故報告書（写し）とともに技術監理課へ速やかに送付すること。<br>・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。（本表には事故発生直後の対応のみ記載） |
| | 工程管理 | 11 | 工事履行報告書 | 工事請負契約書第11条 | ― | 06 | | ○ | ○ | | ・工事進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。<br>・実施工程表や週間工程表など、これに代わるものが提出された場合は提出不要とする。 |
| | | 12 | 作業日報 | 福岡市請負工事監督規定第10条 | ― | ― | | ○ | | ○ | |
| 契約 | 中間前金払 | 13 | 中間前金払認定請求書 | ・工事請負契約書第34条の2第2項 | ・前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて（H22.4.1改正 契約課）<br>・施工の手引き | 07 | | ○ | ○ | | 【対象】<br>前払金を受けた後、工期が3ヵ月以上で次の要件のいずれにも該当する契約<br>①工期（2年以上にわたる契約については、当該年度の工期）の2分の1を経過している。<br>②工程表により工期（上記同）の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われている。<br>③既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当する。<br><br>※請求書の様式は、様式09の内容を満たせば別様式での提出も可。 |
| | | 14 | 工事履行報告書及び工程表 | | | ― | | ○ | ○ | | |
| | | 15 | 中間前金払認定調書 | | | 08（契約課） | ○ | | | | |
| | | 16 | 請求書（中間前金） | ・工事請負契約書第34条の2_1項 | | 09 | | ○ | ○ | | |
| | | 17 | 保証事業会社の保証証書 | | | ― | | ○ | ○ | | |
| | 指定部分完成検査 | 18 | 指定部分完成通知書 | 工事請負契約書第39条1項 | ・検査課受付時確認書類一覧（H26.8 検査課）<br>・施工の手引き | 10 | | ○ | ○ | | 【対象】<br>設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（指定部分）がある工事。<br><br>※請求書の様式は、様式09の内容を満たせば別様式での提出も可。 |
| | | 19 | 指定部分引渡書 | 工事請負契約書第39条1項 | | 11 | | ○ | ○ | | |
| | | 20 | 請求書 | | | 09 | | ○ | ○ | | |
| | 出来高（部分払）検査 | 21 | 部分払申請書 | ・工事請負契約書第38条2項<br>・福岡市検査規程第3条 | ・部分払取扱要領（H13.4一部改正 検査課）<br>・前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて（H22.4.1改正 契約課）<br>・施工の手引き | 12（検査課） | | ○ | ○ | | 【対象】<br>契約金額が300万円を超え工期が3月以上でかつ、出来形部分が10分の4を超える工事。 |
| | | 22 | 既済部分明細書 | 福岡市検査規程第3条 | | 12（検査課） | ○ | | | | |
| | | 23 | 部分払金計算書 | | | 13（検査課） | ○ | | | | |
| | | 24 | 保険証 | 福岡市検査規程第3条 | | ― | | | | | ・福岡市長を被保険者とする火災保険その他の保険保証書を提出すること。<br>・火災保険その他の保険保証期間は、履行期間＋21 日以上とすること。 |
| | | 25 | 工事写真帳 | 福岡市検査規程第3条 | | ― | | | | | 部分払を申請する出来高部分について提出すること。 |
| | | 26 | 工事の部分使用について | 工事請負契約書第33条1項 | | 14 | ○ | ○ | ○ | | 部分使用がある場合に提出すること。 |
| | | 27 | 請求書 | 工事請負契約書第38条5項 | | 09 | | ○ | ○ | | 請求書の様式は、様式09の内容を満たせば別様式での提出も可とする。 |

## 工事関係書類一覧【施工中】

| 種別 | | No. | 書類名称 | 書類作成の根拠 | 参照 | 様式番号 | 書類作成者 | | 位置付け | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 発注者 | 受注者 | 提出 監督職員 | 提示 受注者保管 | |
| 契約 | 中間確認検査 | 28 | 中間確認検査依頼について<br>※受注者の都合による場合 | 契約事務規則第41条1項第4号 | ・中間確認検査の取扱いについて(H26.8.1一部改正 検査課)<br>・施工の手引き | 15<br>(検査課) | | ○ | ○ | | |
| | | | 中間確認検査依頼について<br>※発注者の都合による場合 | | | 17<br>(検査課) | ○ | | | | |
| | | 30 | 工事の部分使用について | 工事請負契約書第33条1項 | | 14 | ○ | ○ | ○ | | 部分使用がある場合に提出すること。 |
| | 工期変更 | 31 | 工期延長の請求資料 | 工事請負契約書第21条 | ― | ― | | ○ | ○ | | ・理由を明示した書面により、工期の延長を請求できる。(受注者→発注者)<br>・協議書(工事打合せ簿)に工程表等の必要資料を添付すること。 |
| | | 32 | 工期短縮の請求資料 | 工事請負契約書第22条 | ― | ― | ○ | | | | ・特別の理由により工期短縮の必要があるとき、工期の短縮を請求できる。(発注者→受注者)<br>・通知書(工事打合せ簿)に工程表等の必要資料を添付すること。 |
| | 設計変更 | 33 | 通知書(工事打合せ簿) | 福岡市設計変更ガイドライン(建築・設備工事編) | ― | 00 | | ○ | ○ | | 受注者は、必要に応じて概算金額の提示を求めることができる。 |
| | | 34 | 通知書(工事打合せ簿) | ・工事請負契約書第18条3項<br>・福岡市設計変更ガイドライン(建築・設備工事編) | ― | 00 | ○ | | | | 契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合、調査を実施し、結果をとりまとめ、調査・協議終了後14日以内に訂正・変更の通知をする。 |
| | | 35 | 設計変更事由書 | 福岡市設計変更ガイドライン(建築・設備工事編) | ― | 17 | ○ | | | | |
| | 一時中止 | 36 | 基本計画書 | ― | ― | ― | | ○ | ○ | | 必要に応じて作成すること。 |
| | 支給品 | 37 | 支給材料受領書 | 工事請負契約書第15条3項 | ― | 18 | | ○ | ○ | | 支給材料を受領した場合に提出すること。 |
| | | 38 | 支給品精算書 | ― | ― | 19 | | ○ | ○ | | 支給材料がある場合、工事完成時(完成前に精算が可能であればその時点)に提出すること。 |
| | | 39 | 貸与品借用書 | 工事請負契約書第15条3項 | ― | ― | | ○ | ○ | | 貸与品がある場合に提出すること。 |
| | 現場発生品 | 40 | 現場発生品調書 | ― | 施工の手引き | 20 | | ○ | ○ | | 現場発生品を施設管理者等に引き渡す場合に提出すること。 |
| 工事 | 中間技術検査 | 41 | 工程表(出来高曲線を記載のうえ、中間技術検査日をマーカー等でラインを引く) | ・福岡市中間技術検査要領<br>※1億円以上の工事で特記仕様書に明示がされているもの | ・検査課受付時確認書類一覧(H26.8 検査課)<br>・施工の手引き | ― | | ○ | ○ | | 【対象】<br>設計図書において、対象工事と定められた工事。<br>【実施時期】<br>当該工事の施工上の重要な変化があったときを原則とし、出来高が概ね50%に達するまで。<br>【検査項目及び方法】<br>施工体制、施工状況、施工管理、品質その他について、現地検査並びに書類検査、写真検査の方法で実施すること。 |
| | | | 図面(平面図等) | | | ― | | ○ | ○ | | |
| | 建設副産物 | 42 | 搬入伝票(建設発生土) | ― | 施工の手引き | | | ○ | | ○ | 監督職員または検査員から請求があった場合は提示すること。(工事名もしくは搬出現場、受入施設名、受注者、搬入日、処理数量が確認できるもの) |
| | | 43 | 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェスト | 公共建築工事標準仕様書 | 施工の手引き | ― | | ○ | | ○ | ・産業廃棄物を搬出した場合に提示する。<br>・紙マニフェストで監督職員または検査員から請求があった場合は原本を提示すること。 |
| | 建退共 | 44 | 被共済者就労状況報告書 | ― | ― | 21<br>(建退共事務受託様式第4号・第5号) | | ○ | | ○ | 監督職員または検査員の請求があった場合に提示すること。 |
| | | 45 | 工事別共済証紙受払簿 | ― | ― | 22<br>(様式第032号<br>(建退共)) | | ○ | | ○ | ・証紙貼付方式による場合で、監督職員または検査員の請求があった場合に提示すること。<br>・監督職員が施工時適宜、確認を行うこと。 |
| | | 46 | 掛金充当書 | ― | ― | ― | | ○ | | ○ | 電子申請方式の場合で、監督職員または検査員の請求があった場合に提示すること。 |
| | | 47 | 建設業退職金共済制度加入労働者数報告書 | ― | ― | 23<br>(建退共事務受託様式第6号) | | ○ | | ○ | 他の退職金制度に加入されている場合や自社で退職金制度を定めている場合に加入証明書とともに確認すること。 |
| | | 48 | 他の退職金制度に係る加入証明書 | ― | ― | ― | | ○ | | ○ | 施工体制台帳に綴じるのではなく、上記報告書と合わせて提示すること。 |
| | | 49 | 建設業退職金共済　辞退届 | 【提示不要】 | ― | ― | | | | | |
| | | 50 | 建設業退職金共済契約者証 | 【提示不要】 | ― | ― | | | | | |
| | | 51 | 建設業退職金共済手帳 | 【提示不要】 | ― | ― | | | | | |
| | | 52 | 建退共制度に係る就労状況報告書及び共済証紙受領書(建退共事務受託様式2号) | 【提示不要】 | ― | ― | | | | | |
| | | 53 | 建設業退職金共済証紙貼付状況報告書(建退共事務受託様式3号) | 【提示不要】 | ― | ― | | | | | |
| | その他 | 54 | 交通誘導警備員日報伝票 | 【提示不要】 | ― | ― | | | | | |
| | | 55 | 交通誘導警備員集計表 | 【提示不要】 | ― | ― | | | | | |

## 工事関係書類一覧【完成時】

| 種別 | | No. | 書 類 名 称 | 書類作成の根拠 | 参照 | 様式番号 | 書 類作成者 | | 位置付け | | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 発注者 | 受注者 | 提出 監督職員 | 提示 受注者保管 | |
| 共通 | | 0 | 工事打合せ簿 | 公共建築工事標準仕様書 | 施工の手引き | 00 | ○ | ○ | ○ | | |
| 契約 | 契約関係 | 1 | 完成通知書 | 工事請負契約書第31条1項 | ― | 01 | | ○ | ○ | | |
| | | 2 | 掛金収納書提出用台紙 | ― | ・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号)<br>・施工の手引き | 02 | | ○ | ○ | | 証紙貼付方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、掛金収納書を貼り付け工事完成までに提出すること。 |
| | | 3 | 掛金収納書 | | | ― | | ○ | ○ | | 証紙貼付方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、上記台紙に掛金収納書を貼り付け工事完成までに提出すること。 |
| | | 4 | 掛金収納書(電子申請方式) | | | ― | | ○ | ○ | | 電子申請方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、工事完成までに提出すること。 |
| | | 5 | 建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表 | | | 03 | | ○ | | ○ | |
| | | 6 | 引渡書 | 工事請負契約書第31条4項 | ― | 04 | | ○ | ○ | | |
| | | 7 | 請求書 | 工事請負契約書第32条1項 | ― | 05 | | ○ | ○ | | 請求書の様式は、様式05の内容を満たせば別様式での提出も可とする。 |
| 完成 | 完成図書 | 8 | 完成図書引渡書 | ― | ― | 06 | | ○ | ○ | | 受注者が発注者に完成図書を引渡したことを証する書面。原本は受注者が保管し、監督員に写しを提出すること。 |
| | | 9 | 保全に関する資料 | 公共建築工事標準仕様書 | ・施工の手引き<br>・完成図書作成要領(建築工事編) | 07 | | ○ | ○ | | 作成方法は施工の手引き、完成図書作成要領を参照すること。 |
| | | 10 | 施設台帳 | ― | 施設台帳(電子データ)作成要領(設計・工事編) | ― | | ○ | ○ | | |
| | | 11 | 図面データリスト | ― | ・施工の手引き<br>・完成図書作成要領(建築工事編) | 08 | | ○ | ○ | | |
| | | 12 | 各種試験結果等報告等 | 公共建築工事標準仕様書 | ― | ― | | ○ | ○ | | |
| | | 13 | 工事写真帳 | 特記仕様書 | 福岡市建築・設備工事写真撮影要領 | 09 | | ○ | ○ | | |
| | | | 安全巡視、安全教育の実施状況 | 【作成不要】 | ― | ― | | | | | |
| | | | 排出ガス対策型建設機械の使用状況 | 【作成不要】 | ― | ― | | | | | 排出ガス対策型建設機械の使用状況写真の撮影は不要とする。 |
| | | 14 | 工事写真原本 | ― | 福岡市建築・設備工事写真撮影要領 | ― | | ○ | ○ | | |
| | | ― | 現場環境改善の実施報告書 | 【作成不要】 | ― | ― | | | | | 実施状況については、工事写真に含め提出する。別冊での整理は不要とする。 |
| | | 15 | 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況 | ・特記仕様書<br>・福岡市請負工事成績評定要領 | ― | 10 | | ○ | ○ | | 工事特性、創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出することができる。 |
| | 週休2日 | 16 | 計画・実施報告書 | 特記仕様書 | 週休2日工事実施要領 | 11 | | ○ | ○ | | 週休2日実施工事の場合、実施工程表をとりまとめ、実施報告書を作成し提出すること。<br>工程表など、他の書類で確認できる場合は省略可とする。 |
| | 電子納品 | 17 | 工事完成図 | 特記仕様書 | 福岡市電子納品の手引き建築・設備工事編 | ― | | ○ | ○ | | 【対象】<br>電子納品対象工事。(手引き参照) |
| | | ― | 電子媒体納品書 | 【作成不要】 | ― | ― | | | | | ・手引き、事前協議に従って電子成果品を納品すること。 |
| | 総合評価 | 18 | 技術提案等の履行確認結果表 | 福岡市総合評価方式実施ガイドライン | ― | 12<br>(技術企画課) | | ○ | ○ | | ・総合評価方式により契約した場合に提出すること。<br>・監督職員においては、決裁の後、一件書類に添付すること。 |
| | 建設副産物 | 19 | 搬入伝票<br>(残土処理、スクラップ等) | ― | 施工の手引き | ― | | ○ | | ○ | 監督職員または検査員から請求があった場合は提示すること。(工事名もしくは搬出現場、受入施設名、受注者、搬入日、処理数量が確認できるもの) |
| | | 20 | 産業廃棄物処理実績報告書 | 公共建築工事標準仕様書 | 産業廃棄物処理計画書の提出について(産業廃棄物指導課) | 13<br>(産業廃棄物指導課) | | ○ | | | 産業廃棄物処理計画書を提出した工事は、産業廃棄物の処理終了後、環境局産業廃棄物指導課へ提出すること。 |
| | | 21 | 再資源化処理施設搬入明細書 | ― | ― | ― | | ○ | | ○ | 監督職員または検査員から請求があった場合は提示すること。 |
| | | 22 | 再生資源利用実施書 | 施工の手引き | 同左 | 14 | | ○ | ○ | | ・コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する全ての工事<br>・「建設副産物情報交換システム」での入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。 |
| | | 23 | 再生資源利用促進実施書 | 施工の手引き | 同左 | 14 | | ○ | ○ | | ・建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する全ての工事で提出すること。<br>・「建設副産物情報交換システム」での入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。 |

## 工事関係書類一覧【完成時】

| 種別 | | No. | 書 類 名 称 | 書類作成の根拠 | 参照 | 様式番号 | 書 類作成者 | | 位置付け | | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | 提出 | 提示 | |
| | | | | | | | 発注者 | 受注者 | 監督職員 | 受注者保管 | |
| 完成 | 建設副産物 | 24 | 事前確認結果報告書 | ― | 公共工事における建設発生土の取り扱いについて（通知）(R4.9.16財監第162号) | ― | ○ | | | | 建設発生土を確認処分した場合に提出すること。 |
| | | 25 | 受領書 | 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第6条 | ― | ― | | ○ | | ○ | 建設発生土を500m$^3$以上搬出する工事が対象とする。 |
| | | 26 | 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）排出者控片等 | ・特定家庭用機器再商品化法第6条<br>・特定家庭用機器再商品化法施行令第1条 | ― | ― | | ○ | | ○ | 【対象機器】<br>エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機<br><br>・家庭用機器を業務用として使用していた場合が対象。ただし、専ら業務用として製造・販売されている機器は家電リサイクル法の対象外になるため、産業廃棄物として適正に処理すること。 |
| | | 27 | メーカ等による回収を証する書面 | ・資源の有効な利用の促進に関する法律第8章<br>・資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第6条 | ― | ― | | ○ | | ○ | 【対象機器】<br>ディスプレイ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、各種パソコン<br>・自作パソコンやメーカがいない場合は産業廃棄物として適正に処理すること。 |
| | その他 | 28 | PCB関連資料 | 施工の手引き | ― | 15 | | ○ | ○ | | 特記仕様書にPCB含有試験に関する記載がある場合または照明器具を撤去する場合に提出すること。 |
| | | 29 | フロン関係資料 | ― | ― | 16 | | ○ | ○ | | |
| | | 30 | アスベスト特定粉じん排出等作業完了報告書 | 大気汚染防止法18条の23 | アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書 | （環境保全課参考様式） | | ○ | ○ | | 受注者は発注者に作業完了の結果を書面で報告すること。書面の写しを受注者で保管。<br>https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/netdetetuduki/kakushu-gaiyou/001.html#mark01 |
| | 検査 | 31 | 検査員指摘事項完了報告書 | ― | ― | 17 | | ○ | ○ | | 検査時に指摘があった場合は、検査員の指示に従い、検査員指摘事項完了報告書または修補完了届を提出すること。 |
| | | 32 | 修補完了届 | ― | ― | 18 | | ○ | ○ | | |
| | 完成後点検 | 33 | 契約不適合修補完了届 | 工事請負契約書第43条1項 | 施工の手引き | 19 | | ○ | ○ | | |